

○ 経済分野

区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 再提案 (· · 第回総会 ; 市)		
種類	<input checked="" type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国 担当省庁 <input checked="" type="checkbox"/> 県 担当部局 農政部 <input type="checkbox"/> その他 名称		
件名	19 新たな業種を含む産業団地を追加する農村産業法実施計画の変更に対する県同意の柔軟な対応について		
提案市	千曲市		
提案要旨	農村産業法の実施計画に、既存の実施計画と関連の少ない新たな業種を含む産業団地を追加する場合、既存の実施計画の産業導入の進捗状況に影響されずに、新たな産業団地の追加が可能となるよう要望する。		
提案理由	<p>現行の制度運用において、実施計画に位置付けた産業の導入が完了した場合又は完了することが確実な場合でなければ、新たな業種を含む産業団地を追加する計画変更を行うことはできない。</p> <p>騒音などにより生活環境から距離を設けることが望ましい「工業・物流系団地」と、市街地内及び隣接することが望ましい「商業系施設」では土地選定理由も異なることから、既存団地と関連の少ない新たな業種を導入する場合においては、既存の実施計画の産業導入の進捗状況に影響を受けずに計画変更を可能とすべきである。</p>		
現況及び課題等	<p>既存の実施計画は、旧農工法時代より位置付けられた工業・物流系の業種を指定しているが、平成29年の農村産業法への法改正以降、導入できる産業の幅が広がり、商業系の業種も指定が可能となった。</p> <p>しかし、既存の工業・物流系の団地を造成工事中で、同団地の施設の操業又は操業が確実な場合で無ければ、新たな産業団地を造成することはできない。</p> <p>そのため、企業の進出意向に応じた新たな産業の導入ができず、地域振興の機会損失並びに農業世帯者の安定雇用のチャンスを逃している。</p>		
関係法令	農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第五条第一項 農村地域への産業の導入に関するガイドライン第4の4の(2)		